

# 福祉国家論考

## 新しい福祉ガバナンスの前提認識と方向性

佐川英美

(東京基督教大学非常勤教員・公共福祉研究センター副センター長)

### はじめに

本稿は、福祉国家といわれる国々の現状や福祉国家の内実である個別の福祉・社会保障政策、雇用労働政策について論じたものではない。現代福祉国家の到達点を押さえつつ、日本における新しい福祉ガバナンスの方向性を示唆するものである。

私たちの住むこの国で、「福祉国家」という言葉が殆どといってよいほど語られなくなって久しい。それは、日本がすでに「福祉国家として成熟した段階に到達しているから」なのか、それとも「福祉国家そのものが時代遅れで現実社会に合わないから」なのか、また「そもそも福祉国家という枠組みが市場経済と個人の自由を脅かすから」なのか、様々な見解があるであろう。確かに、先進福祉国家が1970年代以降揺らいできたことは歴然たる事実であり、福祉国家という言葉の響きにはある種の古臭さを感じることも否定できない。また、リベラリズム（自由主義）からの福祉国家批判は今に始まったことではなくかなり昔からあった。しかし、福祉国家は本当に「古い過去の遺物」なのか、福祉国家をリニューアルし発展させる道はないのか、ということに深く思いを廻らすことが、今日ほど問われている時はない。

近年、グローバル化が進む中でナショナリズムが高まりつつあり、日本では社会経済政策において「市場主義」が強まる傾向や、また政治上思想上において立憲民主主義を軽視する動きや排外主義の流れが顕著になってきている。こうした動向は、人間の尊厳と社会的公正の確保や友愛と連帯といった面で現代福祉国家の政策、思想とは対極にあると言えよう。今日、日本は明らかに時代の大きな転換期にあり、社会のあり方（21世紀のナショナルゴール）、極論すれば国家理念そのものが問われているのではないかと、というのが根底的な問題意識である。

なおこの小論は、東京基督教大学国際キリスト教福祉学科での講義内容を補足し

整理したものである。福祉学専攻の学生や研究者だけではなく神学専攻の学生や研究者の方々にもお目通しいただくことを意図し、そもそも福祉国家とは何かということから解き明かし、誤解を恐れずにできるだけ単純化しかつ平易に記すことに努めたが、ご批判ご意見をお寄せいただければ幸いである。

## 1 福祉国家という言葉

福祉国家という言葉の語源は、古くは16-17世紀のイギリス・エリザベス時代の公衆福祉 (Common Weal)<sup>1</sup> という言葉や、19世紀ドイツの福祉助成 (Wohlfahrtstaat) という言葉に遡ることができるが、Welfare State (福祉国家) という言葉そのものが使われるようになったのは20世紀に入ってからである。

モーリス・ブルースの『福祉国家への歩み』<sup>2</sup>によると、1930年代後半にアルフレッド・チンメルンがPower State (権力国家) に対比して使ったのが最初で、その後1941年にイギリス国教会の聖職者ウィリアム・テンブルが、ナチスドイツの戦争国家 (Warfare State) を批判してイギリスの国家理念を福祉国家 (Welfare State) と呼んだという<sup>3</sup>。一方、スウェーデン研究の第一人者・宮本太郎によると、1928年にスウェーデンの社会大臣 (当時) のグスタフ・メッレルが、夜警国家<sup>4</sup>を否定して、福祉国家でなければならないと主張したのが、今日的な意味合いで使われた一番早い例という<sup>5</sup>。

福祉国家という言葉が最初に使われたのはイギリスかスウェーデンかということにあまり意味はないが、重視すべきは、福祉国家は自由放任主義国家あるいは戦争国家、独裁国家という両極端の国家に対比する言葉・イデオロギーとして生まれたという歴史的事実であり、しかもそれは20世紀における国家の新しい理念として

- 
- 1 16世紀後半から17世紀初めにかけて行われたブライドウェル (矯正院) や旧救貧法などのイングランドにおける総称。
  - 2 Maurice Bruce, *The Coming of the Welfare State*. London: B. T. Batsford, 1961. (邦訳: 秋田成就訳『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途』[りぶらりあ選書]、法政大学出版社、1984年)
  - 3 岡沢憲美・連合総合生活開発研究所編『福祉ガバナンス宣言—市場と国家を超えて』(日本経済評論社、2007年) 35頁
  - 4 国は防衛や警察機能だけを持っていればよくて国民生活に直接関わることはやらなくてもよいという自由放任主義国家。
  - 5 岡沢憲美・連合総合生活開発研究所編、前掲書、35頁

提起されたということである。

なお、グスタフ・メッレルは社民党（社会民主労働党）の党員でありルーテル派のスウェーデン国教会に所属していた。福祉国家という言葉・理念の誕生に、スウェーデンでもイギリスでもキリスト者が深くコミットしていたということは意義深い。

福祉国家という言葉に具体的な中味が付与され、それが世界に広まったのは、イギリスで1942年に“ゆりかごから墓場まで”として広く知られるベヴァリッジ報告『社会保険とその関連サービス』が発表され、2年後の1944年に政府白書という形で『自由社会における完全雇用』が発表されてからである。ナチスドイツとの戦争中に保守党政権下で発表されたこの2つのレポートは、イギリスの「戦後社会の設計図」<sup>6</sup>であり、1945年に誕生した労働党政権下で具体化されていった。またスウェーデンでは、1944年に社民党の『戦後プログラム：27の政策宣言』<sup>7</sup>が発表され、1945-69年の社民党長期政権下で開花していった。これ以降、ヨーロッパでは“幅広い社会保障と完全雇用政策を行うことが国家の責任”と見なされるようになった。

## 2 福祉国家の概念・定義

福祉国家という言葉は、福祉政策を行う国家という政策主体を意味する場合と、福祉国家社会ないし福祉国家体制という意味で社会・体制をさす場合とがある。語源からみると当初は政策主体をさしていたとみられるが、今日では、福祉国家社会ないし福祉国家体制のことを単に福祉国家と呼んでいる。この意味で福祉社会＝福祉国家と言えるが、日本の場合は、後述するように北欧・西欧諸国とは異なる事情がある。

福祉国家は、一般的には福祉水準が高い国というイメージで受けとめられているが、その概念・定義については、これまでに多くの学者・研究者や政治家によって様々に語られてきた。例えば、「国家が経済を管理しつつ国民の生存権を保障す

---

6 それは「大砲かバターか」ではなく、「大砲もバターも」という国家政策であった。

7 「27項目綱領」とも呼ばれ、政策目標として1) 完全雇用、2) 公正な分配と生活水準の向上、3) 生産効率の向上と産業民主主義の拡大、が掲げられた。またこの目標を達成するための手段として市場経済と計画経済との「混合経済」の必要性が強調された。

る資本主義社会」(田多英範)、「国家が国民の福祉に責任をもつ国家」(森周子)といった簡潔な説明や、もう少し詳しく「社会保障や完全雇用による生活の安定、分配の平等、経済外福祉などの諸福祉要因が総合的調和的に高く維持されていて、その改善が政府等によって合目的に追求されている混合経済社会」(丸尾直美)といった説明まで種々ある。

それらの諸説をも参考にして整理すると、福祉国家とは「完全雇用政策<sup>8</sup>に併せて、福祉提供システムが市民の権利ないし国家の目標として恒常的に制度化されていて、ナショナル・ミニマム(最低生活保障)が組み込まれた普遍的<sup>9</sup>な福祉・社会保障政策が広く行われている国」と言えよう。

では具体的にどのように定義されるのであろうか。これについても多くの識者が明らかにしているが、宮本太郎の説明は最も具体的かつ現実的であるという意味で説得力がある。宮本は3通りの定義がある<sup>10</sup>として、①広義には「社会保障の4本柱(社会保険、公的扶助、社会手当、社会福祉サービス)が揃っていて、社会保障給付が一定規模—指標として社会保障給付費の対国民所得比<sup>11</sup>が10%超—に達している国」。この定義によれば、OECD(Organization for Economic Cooperation and Development: 経済協力開発機構)に加盟している約30の先進諸国のほとんどは福祉国家ということになる。②狭義には「社会保障制度が形式的に揃っているだけでなく、権利として定着し、平均的な市民は誰でも幅広くサービスの恩恵にあずかるという浸透度を持った国、例えば社会的支出の対国民総支出比<sup>12</sup>が20%を超えているような国」。この定義によると、北欧・西欧先進諸国は福祉国家であり、日本も2008年度以降福祉国家の仲間入りをしたが、アメリカはまだ福祉国家とは言えないことになる。③機能面から「現代国家が行っている政策の中の

8 ここで「完全雇用政策」とは、「管理通貨制を前提とした金融財政政策を軸に自動車や家電等の耐久消費材を中心とした重化学工業を保護育成しつつ経済成長を図って雇用を確保する政策」(田多英範「福祉国家資本主義の過去現在」[『週刊社会保障』2010年9月27日号])を言う。

9 ここで普遍的とは、福祉・社会保障の対象を身分や所得などで選別して一部の者に限定せず、給付・サービスが誰でも等しく受けられるということ。

10 岡沢憲美・連合総合生活開発研究所、前掲書、36-37頁

11 日本の社会保障給付費の対国民所得比は1976(昭和51)年度に10%を超えて10.34%となった。なお2011(平成23)年度現在では31.00%。

12 社会支出の対国民総支出比(2009年度:OECD)は、フランス32.41%、スウェーデン30.24%、ドイツ29.00%、イギリス24.91%、日本22.58%(2008年度は20.47%)、アメリカ19.45%。

特定領域、社会保険や公的扶助などの国家の諸機能の一側面」を福祉国家と呼ぶことがあるという。日本の医療・医療保険制度と公的年金制度は国際的に高レベルであり失業率も比較的低いことから、この定義は「日本は福祉国家」と評する人びとの多くが採用している定義である。

なお、宮本太郎のこの定義化においては、公的な福祉・社会保障を補完ないし公的制度と個人の自助努力と結びつける民間非営利組織の自発的福祉についてほとんど考慮されていない<sup>13</sup>が、この点は、この領域の統計化や福祉国家論における位置付けを含め今後の研究課題である。

### 3 福祉 (国家) レジーム

現代福祉国家は、雇用の確保(労働機会の保障)を重視していることから「ケインズ型福祉国家」と言われる。また国家によるナショナル・ミニマム保障という考え方を取り入れている点で「ベヴァリッジ型福祉国家」とも言われ、両方合わせて「20世紀型福祉国家」と呼ばれるが、そのあり方は一様ではなく国によって様々な形態がみられる。

比較政治学(比較福祉国家研究)の分野で高く評価されているデンマーク生まれのイエスタ・エスピン＝アンデルセンは、福祉資本主義国における生産成果が国家、市場、家族に配分される総合的なあり方<sup>14</sup>としての「福祉レジーム」によって類型化し、1)自由主義レジーム、2)保守主義レジーム、3)社会民主主義レジーム、の3類型を提示した<sup>15</sup>。これは先進各国を脱商品化<sup>16</sup>と階層化<sup>17</sup>という指標を使って

13 誤解のないように記すと、宮本太郎は民間非営利セクターの役割を無視しているのではなく、むしろグローバルでもローカルでも重要な役割を果たすようになってきたことを強調している。ただ、こうした社会の全体像を含めて表現するには福祉国家概念では狭すぎるので「福祉ガバナンス」と表現すべきという立場である。(連合総合生活開発研究所『連合総研レポートDIO』204号[2008年、7頁]と、山口二郎・宮本太郎・坪郷實編著『ポスト福祉国家とソーシャルガバナンス』[ミネルヴァ書房、2005年]を参照)

14 この総合的なあり方とは、「社会的経済的かつイデオロギー的な大きな枠組み」。

15 イエスタ・エスピン＝アンデルセン、岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』(ミネルヴァ書房、2001年)を参照。

16 老齢、病氣・障がい、失業などによって労働力を商品化できなくなった労働者が生活を維持できるか否かという指標で、老齢年金、疾病給付、失業保険の給付水準と受給条件によって計測された。

17 個人の階級・階層や職種等に応じた保険給付や社会扶助によって、社会の平等性や格差の度合

クラスター化（計量化による属性ごとの集団化）したもので、①自由主義レジーム（アメリカ、カナダ、イギリスなどのアングロ・サクソン型）は、福祉・社会保障において市場が優先的な地位を占め、政府による給付は極めて限定的であり、個人は主として民間保険に依存し、政府は民間福祉ビジネスの環境整備が大きな役割となっている。②保守主義レジーム（ドイツ、フランス、オランダなどのヨーロッパ大陸型）は、福祉・社会保障は補完的機能が基本で、家族や職域グループ、企業への依存度合が高い。福祉・社会保障における地位特権や市場原理は排除されていないが、制度の普遍的性格は強い。③社会民主主義レジーム（スウェーデン、デンマークなどの北欧型）は、福祉・社会保障における地位特権や市場原理は排除されており、給付は普遍主義である。国家の役割が大きく「高福祉・高負担」であるが制度運営等への市民・労働者の参加が進んでいる。

では、日本はいかなる福祉レジームなのか。これに関してイエスタ・エスピン＝アンデルセンは、『福祉資本主義の三つの世界』の「日本語版への序文」において次のように指摘している。

日本はこれら三つのすべてのレジームの要素を組み合わせるように思える。雇用の拡大と完全雇用とに驚くほど強くコミットしているという点では、社会民主主義レジームと共通している。家族主義や地位によって分立した社会保険については、保守主義レジームと共通している。残余主義や、私的な福祉に強く依存することでは自由主義レジームと共通している。それでは日本型モデルは諸レジームのハイブリッドであるという点でユニークである、と結論づけて良いものであろうか。……日本の福祉システムはまだ発展途上にあり、完成体の段階に到達していない。……最終的な判定にはもうしばらく猶予が必要である。

この序文が書かれた1990年代後半、日本は確かに福祉社会として発展途上にあったと言えるが、後述するように、それは決して欧米先進諸国のハイブリッド（混合）型と言えるものではなく、また北欧・西欧的な福祉国家化が目指されていたことを意味しない。

1990年に初めて発表されたこの福祉（国家）レジーム論は、その後の研究で手

---

いがどうなっているかという指標。

直しされ補足されてきており、稲垣久和の考察もそうした一つといえよう。現代福祉国家の多様性について稲垣は、ヨーロッパ諸国を1) 北欧諸国、イギリスなどの北ヨーロッパ型、2) ドイツ、オランダ、ベルギー、オーストリア、スイスなどの西ヨーロッパ大陸型、3) フランス、スペイン、イタリアなどの南ヨーロッパ型、の3つに分類し、ヨーロッパにおける福祉の様相が地域によって大きく異なる背景として、キリスト教の歴史・伝統をあげ、特に16世紀の宗教改革に着目して以下のように指摘している。

宗教改革によって、それ以前の中世ローマ・カトリック教会の一枚岩が崩壊し教会と国家間の関係は多様な形をとるようになり、ヨーロッパでは伝統的に中世までローマ・カトリックの教会や修道院などが貧者や病人、老人のケア、教育に責任を持っていたが、これらの福祉の事業が宗教改革によってカトリック教会から分離されるようになり福祉のあり方に様々な違いをもたらすことになった。<sup>18</sup>

現代の宗教上の色分けを見ると、北欧諸国はプロテスタント・ルター派（日本ではルーテル派とも呼ばれている）、イギリスはプロテスタント・アングリカン（王室の手厚い保護を受けたイングランド国教会として独自の道を歩む。日本では聖公会として知られる）、西方のヨーロッパ大陸（ドイツ、オランダ、ベルギーなど）はカトリックとプロテスタントの混在、南方ヨーロッパ（フランス、イタリア、スペイン）はカトリックである。キリスト教の歴史から論じた稲垣説は、これまでにない新しい視点からの考察であり今後の福祉国家論とキリスト教福祉論研究に貴重な一石を投じたといつてよい。

なお稲垣は、アメリカについて「政治経済イデオロギーは自由主義、民間主導であって社会サービスにおける国家の関与度合がヨーロッパ諸国より著しく低いのは、アメリカがヨーロッパの国教会に反発して移民してきた人々によってできた国であり、教会はすべて自由教会として国家と教会が強く分離<sup>19</sup>されてきたからであ

---

18 稲垣久和『公共福祉という試み—福祉国家から福祉社会へ』（中央法規出版、2010年、72-78頁）、稲垣久和『公共福祉とキリスト教』（教文館、2012年、114-119頁）他を参照。

19 国家と教会の分離について、アメリカではイギリスとの独立戦争中の1776年に発表された独立宣言とミシガン州憲法（1835年制定）などの州憲法に明記されており、これは西欧社会と異なるアメリカ社会の特質である。

る」「公的支出水準が低くても民間の自由教会やミッション団体などのボランティア活動が草の根的に地域福祉を担っているところは日本と全く異なる」と指摘している<sup>20</sup>。同様の指摘は、日本で生まれ育ったアメリカ人のマルガリータ・エステバス・アベも明らかにしており<sup>21</sup>、人びとが生活している地域で民間非営利組織がセーフティネットを張っている「やさしい社会」は、日本のこれからの福祉社会づくりにおける一つの方向性を示唆しているといえよう。

#### 4 20世紀型福祉国家の揺らぎ・危機と再編の試み

20世紀型福祉国家は、各国がそれぞれの道を歩んできており、その多様なあり方を一括りにはできないが、各国に共通する特徴がある。それは第一に、資本・労働市場での競争を排除していないという点である。福祉国家は競争原理に一定の規制を加えてはいるが、福祉資本主義国と呼ばれているとおり市場経済社会の枠組みの内にあり、社会主義・共産主義の計画経済と政治イデオロギーは否定されている。第二に、福祉・社会保障の基本構造は、安定した雇用関係と家族関係が様々な社会的リスクを吸収することを前提にして、それを補完する形で政府が所得保障政策を中心に個人ないし家族に対応しているという点である。しかし、こうした福祉・社会保障の構造では世界的規模の社会経済の大きな変化に十分対応することができず、1970年代半ば以降、20世紀型福祉国家は大きく揺らぎ「福祉国家の危機」が叫ばれてきた<sup>22</sup>。

この社会経済の大きな変化（メガトレンド）とは、1) グローバル化（世界的な市場競争の拡大、資本の移動、雇用の流動化と不安定化）、2) 脱工業化（サービス経済化、就業構造の変化と労働形態の多様化、女性の就労参加と出産・育児の両立困難化）、3) 高齢化や核家族化等による家族機能やコミュニティ機能の弱体化、などである。1973年と1979年の2度にわたるオイル・ショック（石油危機）を契機として福祉資本主義各国はスタグフレーション（低成長による不況と高インフレの同時進行）に陥り、雇用と所得再分配に大きな困難を抱えたことは否定できない。福祉国家の揺らぎ・危機は、社会経済の大きな変化によって人びとが個人では対応

20 稲垣（2012年）、前掲書、114-119頁

21 連合総合生活開発研究所『市場万能社会を越えて—福祉ガバナンスの宣言（連合総研設立20周年記念シンポジウム記録集）』連合総合生活開発研究所、2008年、35-36、59-60頁

22 OECDは1981年に報告書「福祉国家の危機」を発表している。

できない様々な新しい社会的リスクが生み出され、むしろ福祉・社会保障政策と積極的雇用政策の重要性が高まってきたにもかかわらず、20世紀型福祉国家は新しいリスクに十分対応できなかったことが主因であるが、先進福祉国家に共通する高コスト構造はグローバル化のなかで国際競争力を弱める結果を招き、各国が程度の差こそあれ財政悪化に陥ったことも無視できない。特にそれはイギリスにおいて顕著に現れ、福祉国家は「先進国病」の代名詞となった。

イギリスでは、1979年から10年間におよぶサッチャー政権とその後のジョン・メージャーと続く長期保守党政権下で、新自由主義経済路線による福祉と教育を中心とした大胆な財政緊縮政策が展開された。その結果、財政の好転がはかれる一方で、社会保障制度の切り下げや教育・福祉分野の社会サービスの民営化など偏った富の集権的再配分によって国民生活の安定が損なわれた<sup>23</sup>。

保守党政権が長く続いた後政権についてイギリス労働党は、1997年にブレア政権下で『第三の道 (The Third Way)』を提起し、従来の福祉国家と異なる形での福祉国家再編成を模索した。これは、ワークフェア<sup>24</sup>といった社会的倫理観をも内包した「経済の効率と社会の公正の両立をめざす新しい政治経済戦略」であり、具体的には1) 公有化や公的部門拡大政策は放棄し民営化・市場化の利点を積極的に導入する、ただし利己心を重視する市場原理に対し人間的パートナーシップや連帯の原理にもとづく市民社会を重視する、2) コミュニティ意識とステークホルダー（利害関係者）意識を重視する、3) 福祉政策のポジティブな面を重視し雇用に結びつく福祉政策を展開する、4) 従来の社会民主主義と労働組合が軽視ないし無視してきた技術革新（IT革命）に積極的に対応する、5) グローバル化を脅威ではなく好機ととらえて積極的に対応する、6) 中産階級を重視した政策を行うとともに社会的に排除された階層に対する政策を重視する、7) 教育と医療制度を重視し改革する、8) ケインズの総需要拡大政策でも新古典派的な財政収支均衡化政策でもない経済政策路線を展開するとともに、所得再分配政策と異なる資産再分配政策を行う、などが特色であった。つまり端的にいえば「20世紀型福祉国家と市場経済のいいとこどり」（宮本太郎）の政治政策路線である。

この新しい政治政策路線の提起は、他のヨーロッパ諸国、特にスウェーデンやデ

23 サッチャー改革についての評価は様々あり、「福祉国家を後退させた」という評価が一般的であるが、「イギリス福祉国家の崩壊を防ぎ、むしろ守った」という評価もある。

24 働くという社会参加を重視し、福祉・社会保障の給付・サービスを受ける条件として就労を求めるという考え方。

ンマークなどの社会民主主義勢力とドイツ、オランダなどのキリスト教民主主義勢力に影響を与え、イギリス以外の先進福祉国家においても、経済・財政政策の建て直しに併せて、福祉・社会保障改革と積極的雇用労働政策の導入などを主軸とした福祉国家再編成（福祉国家パラダイムの転換ないし再構築）の試みが続けられてきた。

例えば、戦後に時間をかけて市町村の再編合併と分権化、福祉・社会保障制度の整備を行ってきたスウェーデンでは、1990年代に入って『北欧の挑戦』と呼ばれる経済環境への対応力強化と高福祉の持続性確保を両立させる諸改革が実行され、特に、保健福祉分野では1992年から実施された『エーデル改革』において、福祉介護制度の効率化とサービスの質の確保を主目的に、保健医療と福祉の一元化、高齢者サービスの実施・責任主体の地方政府（市：コンミュン）への一元化、資源利用の効率化（必要度の高い高齢者への福祉サービスの集中や、民間事業者の福祉サービス参入条件の拡大等）などが行われた。また公的年金制度についても、10年近い与野党協議を経て、1998年に雇用インセンティブとの調和と制度の持続性確保を狙いとした大改正が行われ、制度体系の抜本的な改編（従来の基礎年金と付加年金の2階建てから所得比例年金の1階建に再編成し、最低保障年金を導入）と保険料率の固定化、支給開始年齢の弾力化などがはかられている。

またドイツでは、カトリックの「補完性原理」<sup>25</sup>によって伝統的に家族秩序への介入が排されてきたが、「土曜日のパパは僕のもの」というスローガンのもとと金属産業労使協定による先駆的かつ大幅な労働時間短縮が進められた他、介護保険制度の創設（1994年）など家族補完機能の強化がはかられてきた。特に1990年代後半から『新しい中道』と称される貧困との闘いと国際競争力の強化を重視した社会経済政策が展開され、2003年には最低生活保障制度の改革（生活扶助と失業給付の統合）と雇用促進型の新所得保障制度（求職者基礎保障）の導入などが行われた。

オランダは、地形的環境とキリスト教民主主義の伝統から同質的な互助の共同体が根強く、福祉における国家の役割は限定的な国であるが、1950年代後半から60年代にかけて福祉関係諸制度の整備、最低賃金制の確立、それとリンクした最低生活保障の確立などの社会政策が展開された。さらに1980年代に入り、政労使（政府・労働者団体・使用者団体）の三者間で『ワセナール合意』（1982年）が結ばれ、

25 「社会のより力のある組織はより弱い組織の自律性と独立性を守らなければならない、大きな組織はより小さな組織を保護し優先性を保障しなければならない」という民間団体の優位性を認めるドイツ特有の原則。連邦社会扶助法などの法律で規定している。

これにもとづいて「ワークシェアリング（仕事の分かち合い）」と「均等待遇原則（フルタイム労働者とパートタイム労働者との）」による労働時間の短縮と雇用機会の創出がはかられてきた。ヨーロッパ大陸型福祉国家に共通する高失業と社会保障負担急増の隘路から脱け出し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭・余暇との調和のとれた生活）やソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）<sup>26</sup>を促進するこのオランダの取り組みは、「北欧モデル」と異なる「オランダモデル」として国際的な注目を集めている。

なお、「福祉国家の危機」については、ヨーロッパ大陸諸国で叫ばれるようになった10年以上も前に、スウェーデンのノーベル経済学賞受賞者であり商務長官も務めたカール・グンナー・ミュルダールが、福祉国家は高い福祉水準、雇用・賃金水準、高負担を維持することから国際競争力という点では不利になりがちなので、各国は適切な国際収支政策をとるだけでなく、より根本的には国際協力と連携が不可欠であり、福祉国家は一国単位ではなく国境を越えて福祉世界へと発展していくことが必要であると指摘している<sup>27</sup>。現代福祉国家の揺らぎ（危機）の克服は、小手先のものではなく時代の大きな変化、進展に対応した根本的な再編成・再構築が求められているのであり、それは偏狭なナショナリズムを超えて福祉理念を世界的な規模で推進していくことでもある。この意味では、1993年にEU（European Union: 欧州連合）が結成され、また1999年には域内単一通貨（ユーロ）が導入されてヨーロッパ先進諸国の政治的経済的な結びつきが強化されるとともに、社会保障や労働基準の規格化・基準化<sup>28</sup>が試みられるようになったことは、福祉国家再編という観点からも歴史的に大きな意義をもつ。

## 5 日本型福祉社会の流れと特質・特徴

---

26 西欧社会が直面する社会的排除、格差と貧困に対す新しい理念で、概念は必ずしも一様ではないが、おおよそ「民族、人種、国籍、宗教、階層、性別などの違いにかかわらず全ての人びとは社会の構成員であり、社会全体で社会参加や就労などを通じて自立的活動的な社会生活をおくれるようにすることが重要である」というような考え方。

27 カール・グンナー・ミュルダール、北川一雄監訳『福祉国家を超えて——福祉国家での経済計画とその国際的意味関連』（ダイヤモンド社、1963年）を参照。

28 例えば、オランダの「均等待遇原則」は2008年11月にEU全体のルールになった。

日本の福祉社会を論じる場合、国民生活の満足度合を調査・分析したり、福祉・社会保障の制度内容やその有用性、制度運営の現状等を考察するアプローチが一般的である。このようなアプローチはすでに政府系と民間の両サイドから数多く試みられているので、ここでは経済政策・社会政策の流れからのアプローチを試みる。戦後のそれを福祉・社会保障の窓から概括的に考察すると、次のような6つの大きな節目がみられる。

### (1) 1946-50年

終戦直後の1946(昭和21)年に新憲法が制定され、戦争放棄、基本的人権の尊重、生存権の保障などが謳われ、こうした理念にもとづき1947(昭和22)年から1950(昭和25)年頃にかけて教育基本法、労働基準法、失業保険法、労働組合法、生活保護法(旧法)、児童福祉法、民生委員法、身体障害者福祉法などの教育、労働、福祉に関わる一連の法整備が行われた。この時期は福祉国家化が目指されたというよりも日本の民主主義国家化と平和国家化が目指されたと言えよう。

### (2) 1960年代始め

池田内閣の「所得倍増計画」が策定され高度経済成長路線を歩みだした中で、1961(昭和36)年に新国民健康保険制度と国民年金制度が創設され、いわゆる「国民皆保険・皆年金体制」が確立された。経済成長による生活水準の飛躍的向上とその一環として社会保障の拡大による格差是正(福祉国家の前提である福祉機会の平等化)が、日本国民という枠組みに限定されてはいたが、意識的に追及された時期である。

### (3) 1970年代始め

1973(昭和48)年に政府は「福祉元年」を宣言し、社会保障の支柱である年金・医療制度は抜本的な改革が行われた。特筆すべきは、ILO(International Labour Organization: 国際労働機関)第128号条約(1967年)<sup>29</sup>に準拠した老齢年金水準の設定と大幅な引き上げ、年金物価スライド制(物価上昇による年金額の自動改定措置)の導入、医療保険制度における家族給付率7割への引き上げ、高額療養費制度(自己負担限度額)の導入などである。また1976(昭和51)年には、社会保障の最低基準を定めたILO第102号条約を批准している。この時期、

29 「障害、老齢および遺族給付」の基準について定めた条約(日本は未批准)で、被用者の老齢年金水準については「30年加入の夫婦世帯で従前所得の45%(日本特有のボーナス分を考慮すると平均月収の約60%相当)」と規定している。

日本は西欧先進国より1～2周遅れながらも福祉国家への道を歩もうとしていたが、1973年秋に第一次オイル・ショックが起きると一転してマイナス成長に陥り、1979（昭和54）年以降、社会保障費の伸びは大幅に減少していった。

#### (4) 1980年前後

日本の福祉社会の方向性が政府によって明確化された時期である。第二次オイル・ショックに直面した1979（昭和54）年、大平内閣が「新経済7カ年計画」を定め「日本型福祉社会」を提唱した。その主な内容は、福祉・社会保障水準はヨーロッパ先進諸国より低位であるがアメリカよりも高位とし、国民負担はアメリカよりも高水準ではあるがヨーロッパ先進諸国より低い水準に留めるという、いわゆる「中福祉・中負担」路線である。この方針は中曽根内閣の第二次臨時行政調査会が1982（昭和57）年に発表した基本答申で具体化され、国民負担率<sup>30</sup>は、将来高まってもヨーロッパ諸国よりもかなり低位に留めるとして「50%未満」という数値目標が設定された。「日本型福祉社会」を「活力ある福祉社会」と言い換えたこの第2臨時答申が、財政健全化の重要性を喚起し財政再建の指針を示したことや、当時バラマキ福祉と称された福祉・社会保障政策の無計画性と非効率性に警鐘を鳴らすなどの積極的な意義を持っていたことは否定できない。しかし、一方で、福祉・社会保障政策の目標設定を、国民の福祉ニーズに応じて給付・サービスの水準と質をいかに充実させていくかという観点からではなく、経済の効率性と負担のあり方から発想するという基本的な欠陥を持っていた。しかも「国民負担率50%内」という数値目標<sup>31</sup>を設定したことによって、その後の福祉・社会保障制度改革を大きく制約した。

#### (5) 1990年代後半

社会福祉分野の「基礎構造改革」が行われ、行政が社会福祉受給者とそのサービス内容を定める仕組み（行政処分制度・措置制度）から福祉サービスの利用者として

30 国民負担率は、税・社会保険料負担の国民所得に対する割合を示す指標（最近では、将来国民負担になる可能性のある財政赤字分を加えた「潜在的国民負担率」という指標も用いられるようになった）。国際比較（2009年度:OECD）では、スウェーデン62.5%、フランス60.1%、ドイツ53.2%、イギリス45.8%、日本38.1%、アメリカ30.3%。なお国民負担率は、あくまでも国際比較や政策検証に用いられる指標であり、日本のようにそれ自体を政策目標に設定するのは諸外国に例をみない。

31 その後政府は、細川非自民連立政権時に策定した「高齢社会福祉ビジョン」（1994年）で「適正給付・適正負担」という方針を打出し、今後の政策展開によっては「国民負担率が50%を超えるケースもありえる」との試算を公表したが、この方針は非自民連立政権の崩壊とともに立ち消えた。

供者との契約制度に改められた。この考え方に沿って、1997（平成9）年には介護保険法が制定（実施は2000年）され、2000（平成12）年には社会福祉法制定と社会福祉事業法改正などが行われている。この基礎構造改革は従来の社会福祉の制度的思想的な大転換であり、これを公的責任の民間への転嫁による福祉後退と捉えるのか、それとも市民の自立と地域福祉発展の契機と捉えるかは国民自身の手に乗ねられており、その評価は、今後の地域福祉活動の展開にかかっている。

#### (6) 2000年代前半

在任5年半に及ぶ小泉内閣の下で市場競争原理が重視・強調され、それを誘発・促進する規制緩和等の政策や「小さな政府論」<sup>32</sup>による社会保障負担と給付の見直し<sup>33</sup>が行われた。その結果、非正規雇用など不安定雇用の増大、中産所得階層の狭隘化と貧困世帯の増加、社会保障制度への信頼の低下など社会保障基盤の崩壊と経済的社会的な格差の拡大が進んだ。なお「小泉改革」後、年金・医療・介護・児童手当などの部分的見直しや政権交替などが行われているが、この基調は今日まで大きな変更が見られず、経済の豊かさのなかに多くの貧困が存在するという状況はむしろ深まっている。

多少乱暴ではあるが以上のように整理してみると、日本は先進福祉国家への発展途上にあるというよりも、自ら、現代福祉国家としては成熟度の低い「日本型福祉

32 「大きな政府」か「小さな政府」かは、歴史的・国際的にみて、富の分配をめぐる国家の理念と形成に関わる一つの大きな対立軸であり、日本と欧米諸国とを比較して、1) 公的な社会的経済的規制の強さや政府系企業の経済活動に占める程度、2) 政府支出の規模や国民負担の程度、3) 公共サービスを担う公務員数の割合などが、大きいか小さいかということで論じられる。

なお、「小さな政府」論は、古典的にはアダム・スミスの『国富論』（1776年）にもとめられるが、現代では、ノーベル経済学賞を受賞したシカゴ学派のミルトン・フリードマンが「資本主義にとって社会主義だけが悪ではなく、福祉国家も悪である。福祉国家は自由な市場を侵害し経済を悪化させるだけではなく、政治的自由も失わせていく。不平等は市場から必然的に生まれてくるのであり悪と決め付けてはならない。不平等からは多くの良いことが生じるのであり国家は不平等を正政策をとってはならない」として、新自由主義の立場から、老齢年金や最低賃金、公的住宅資金融資、法人税・所得税の累進課税などの廃止を主張した。（Milton Friedman, *Capitalism and Freedom*, Chicago: University of Chicago Press, 1962. [邦訳：村井章子訳『資本主義と自由』日経BPクラシックス、2008年]）

33 主な改正は、2002（平成14）年：医療保険の給付率引き下げ（本人3割自己負担の導入）、2004（平成16）年：被用者年金の「別個の給付」廃止による支給年齢65歳への引き上げ、年金水準の引き下げ（所得代替率50%）、マクロ経済スライド制の導入と物価自動スライド制の廃止など。

社会」の道を選んできたことが浮かび上がるであろう。なお「日本型福祉社会」の形成は、日本における福祉国家観を貧弱なものにしてきたと言ってよい。

では、なぜ日本では福祉国家の理念が定着しなかったのであろうか。その理由はいくつか考えられるが、日本の特質として指摘できることは、第一に、福祉国家化を推進する勢力（主体的条件）の脆弱性である。日本では「非常に奇妙な反福祉国家同盟とでも言うべき状況」（宮本太郎）が存在していた。自民党は1955（昭和30）年の保守合同・結党大会で「福祉国家の建設」をスローガンに掲げ、1959（昭和34）年の総選挙時にも福祉国家建設を訴えたが、次第に「福祉国家は怠け者国家」と揶揄・批判するようになり反福祉国家に転じた。革新勢力と呼ばれた野党は、福祉国家を資本家と労働者の階級対立を隠蔽し独占資本主義を擁護するものとして否定し、特に最大野党であった社会党（社民党の前身）は綱領的文書『日本における社会主義への道』で2頁にわたって福祉国家批判を展開している<sup>34</sup>。綱領で福祉国家の建設を掲げていたのは民社党と労働団体の同盟（連合の前身の一つ）にすぎなかった<sup>35</sup>。こうした背景には、福祉国家イデオロギーが、ヨーロッパにおいて自由放任資本主義（市場主義）や計画経済社会主義に異議を唱える社会民主主義とキリスト教民主主義、特に社会民主主義の政治思想と深く結びついて形成されてきたという事情がある。

第二に、日本は戦前に軍国主義国家という不幸で苦い経験をしており、戦後には一転して個人主義的価値観が広がったことなどから、国民のなかにナショナリズムや「国家主導」という考え方に対する反発や根強い抵抗感が存在している。福祉国家は歴史的にみると強いナショナリズムを背景にして生まれてきたイデオロギッシュなものであり、また、社会的公正を確保する所得や資産の再分配政策は国家の集権的統治なくして遂行することはできないが、こうした現代福祉国家に元々内在する特性は日本の人びとの感覚や感情にマッチしにくいと言えよう。2013年の国政選挙において「強い国よりやさしい社会」を選挙スローガン（キャッチフレーズ）

---

34 「福祉国家の思想とその政策は……社会保障や所得配分等の部分的改善を通じて一定の譲歩を行い、社会的緊張を緩和しながらなお国民の同意を資本主義体制の枠の中に留めておくための、資本の延命策に外ならない」（日本社会党社会主義理論委員会編『日本における社会主義への道』1966年、19-20頁）

35 民社党『綱領解説』（1966年、106頁）他を参照。同盟『全日本労働総同盟憲章—結成宣言』（1964年、3頁）他を参照。なお同盟は、1972（昭和47）年と1982（昭和57）年に発表した2つの「福祉ビジョン」で福祉国家を目標とした基本構想と主要政策を提起している。

に掲げた政党があったが、日本では次元の異なる「国家（国の政体）」と「社会」が対峙概念で捉えられる傾向が強く、一般的には、福祉国家イコール福祉社会であっても、福祉社会は必ずしもイコール福祉国家ではないと理解されている。

第三に、これが最大の理由であるが、人びとの暮らしは会社が長期雇用慣行・年功賃金・企業内福利厚生等により「守って」くれていて公的負担はそこそこで済む「日本型福祉社会」が、それなりに広く国民に受け入れられてきたという現実である。

この「日本型福祉社会」とは、1) 国が会社を支え、会社が社員、特に正規社員・男性社員世帯の生活を支え、女性が家を守る構造、すなわち国民の生活と福祉において国家の役割が小さく、企業と家族の役割が大きい社会、女性の家事、育児、介護の物理的・精神的負担が大きい社会、2) 勤労者世帯の税・社会保障負担は年々高まっているが、負担水準はそこそこであり福祉水準もそこそこの、いわゆる「中負担・中福祉」の社会、3) 福祉・社会保障制度は医療・医療保険制度と高齢期の所得保障（年金）制度が中心であり、福祉介護サービスは不十分<sup>36</sup>な社会、4) 国民の公的制度への依存度が高く、一方、行政府における自助努力（自己責任）論が強調<sup>37</sup>されるなかで、公私の間にある公共福祉の概念と活動は希薄な社会、である。しかし今日、こうした雇用と家族の揺らぎに最も脆弱な「日本型福祉社会」は、行き詰まっているからというよりも、グローバル化や高齢化、雇用と家族環境の質的变化などによって生じている現代の多様な生活リスクに積極的に対応する方向で、抜本的なりニューアルが求められている。

## 6 新しい福祉ガバナンスの創造

最初に確認しておくべきことは、これからの福祉社会づくりにおいて特定のモデルはないということである。「Welfare（福祉）」という言葉は、Well（満足に、申し分なく、幸せに）と Fare（暮らす）を結びつけて創られた英語であると言われる。直訳すると、福祉とは「人びとの満足な暮らし」あるいは「人びとが幸せに生きる」という意味であるが、人びとの満足や幸せは、それぞれの国・地域の歴史や文化などに大きく左右される。

36 社会保障給付費に占める各給付費の割合（2011年度）は、年金49.4%、医療31.7%で、この2つで8割を超えているが、福祉給付費は18.9%程度であり介護に限ってみれば7.3%に過ぎない。

37 「自己責任」論が強調される社会では、人びとは生活防衛意識から「市場」に回帰せざるをえず、社会連帯に基盤をおく福祉・社会保障制度は不安定化を余儀なくされる。

日本では、福祉水準の高さや国際競争力など経済パフォーマンスの良さからスウェーデンなどの北欧福祉国家がたびたび引き合いに出され論じられることが多いが、稲垣は「欧州の高度福祉国家の歩みは過去のキリスト教の歴史と深く結びついていて、日本ですぐにまねできるものではない」<sup>38</sup>と指摘している。確かに、日本にキリスト教が伝えられて、カトリックは約460年、プロテスタントは約150年しか経っておらず、豊臣時代、江戸時代には禁教されていたので、日本のキリスト教は実質的には明治維新（1868年）以後の140年程の歴史しかない。しかもキリスト者は今日でも欧米諸国とは比べものにならないほど少ない。

欧米先進国家はモデルと言えないとしても、参考にするべきヒントは少なくない。例えば、スウェーデンについていえば、1814年にナポレオン戦争が終わってから今日までの約200年間、戦争をしない平和国家の道を歩んできた。戦争のない平和国家は福祉国家の大前提である。また、女性の社会進出は世界のトップレベル（開業医のほとんどは女性、国会議員の約半数は女性）であり、にもかかわらず出生率は高いことも福祉基盤を強めている。国民生活の安心を確保するうえでスウェーデン国教会の果たしてきた役割も大きく、歴史的にみると幼児保育、学童保育、生活困窮者救済、墓地埋葬などの福祉事業は教会が担ってきた<sup>39</sup>。オランダについていえば、先述した「均等待遇原則」の確立と「ワークシェアリング」である。これらの結果、ユニセフ（United Nations Children's Fund: 国際連合児童基金）の調査（2013年）によれば、子どもの幸福度・満足度はオランダが世界一といわれている。アメリカは福祉理念や社会保障の普遍性と規模等からみて先進福祉国家とは言えないが、人びとの意識の中に福祉思想が深く根付いており、多くの地域でキリスト教会や民間のミッション団体による福祉ボランティア活動が幅広く行われている。それは行政による福祉サービスよりも大きいとも言われており、各家庭の民間福祉活動への支出割合は30%弱にのぼるという指摘<sup>40</sup>もある。この背景には、キリスト

---

38 稲垣（2012年）、前掲書、18頁

39 スウェーデン（約300の市町村の他に約2,500の教区がある）では、かつて、教区の福祉事業を賄うため教会税（地方個人所得税1.2%）を徴取してきたが、2000年にスウェーデン国教会が国から独立した存在になったことに伴い廃止された。なおこれに代わって「教会料」（教会に所属する住民から徴収：全国平均1.2%強）と「埋葬料」（教会に所属していない住民を対象：平均0.3%弱）が導入された。

40 稲垣（2012年）、前掲書、118頁

教の隣人愛と国家政策としての寄付優遇税制がある。

こうした先進事例に学び、また「公的負担も市場競争も嫌い=高負担は受け入れ難いが自助努力もイヤ」という国民性をふまえて、これからの福祉社会づくりを考えると、次のような方向性を示唆することができる。この場合、大きな意味において戦後福祉社会を可能にした平和国家路線を維持することは絶対条件であることは言うまでもない。

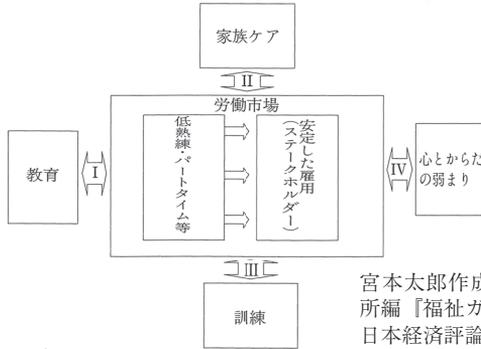
公的制度である福祉・社会保障制度は、税・社会保障負担が現在より高まっても現行の医療保障水準と所得保障水準（老齢年金で言えば所得代替率50%程度）を維持しつつ、子ども世代・子育て世代をも重視した全世代支援型の福祉サービスにシフトしていくとともに、「同一価値労働・同一賃金原則」と「ワークシェアリング」を速やかに確立し、良質で安定した雇用と女性・高齢者の就労を促進する積極的雇用労働政策が展開される必要がある。

さらに決定的に重要なことは、公的な福祉・社会保障制度を基盤としながら、受け身的（事後的救済）な所得保障中心の福祉・社会保障システムから、「能動的（事前的能力形成）な参加保障型の福祉システム」に転換していくことである。これまで福祉・社会保障への参加といえば、税・社会保障の負担、選挙権の行使と議会政治への参画、共助組織への加入、政策決定や制度運営における審議会や公聴会への参加、パブリック・コメントの提出などであったが、ここでいう「参加保障型の福祉システム」とは、こうしたレベルの公的枠組み内のものではない。それは誰でも労働市場に入ることが保障されるシステムであるが、労働市場の内だけで完結するものではなく、労働市場の内（雇用）と外（例えば教育や訓練、育児・介護などの家族ケア、地域生活・リタイアなど）とを自由に行き来できる「多様な選択が可能な社会システム」である（図1参照）。

また、一人ひとりが市民として生活に最も身近な地域社会で自主的主体的に福祉に関わり、公（行政府、自治体）と私（個人）の間であって、福祉・社会保障制度と個人の自助努力とを繋ぐとともに新たな公的福祉制度も誘発するような「公共福祉重視型の福祉システム」<sup>41</sup>である（図2参照）。

41 具体的なイメージを示すと、例えば高齢者福祉分野では、公的介護保険制度と連携した民間非営利の配食サービス、移動サービス、雪かきボランティア、孤立化・孤独死を防止する相談サービスや見回りボランティア等が、地域の人びとによって自発的積極的に展開されるような福祉社会の姿である。

公（社会保障）ではなく私（自己努力）でもない公共福祉は、いわゆる「福祉ミックス論」<sup>42</sup>では公助（社会保障）と自助（自己努力）の間に位置付けられる共助であるが、経済的利害や価値観の異なる人びとと意識的に連携していくといった倫理観や、行政だけに依存しない自立した市民の確立が期待されるといった点においては、民間分野における共通利害による助け合いという共助の概念を超えている。



宮本太郎作成（岡沢憲美・連合総合生活開発研究所編『福祉ガバナンス宣言—市場と国家を超えて』日本経済評論社、2007年、20頁より転載）

図 1

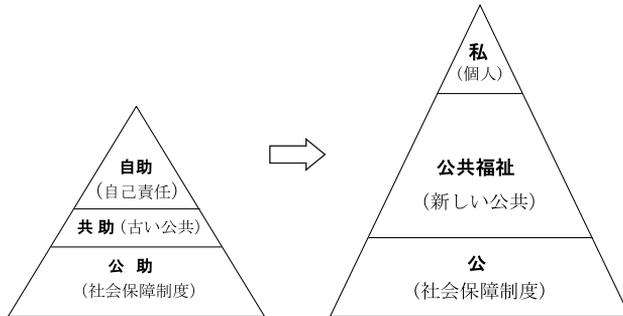


図 2

佐川英美作成

地域社会における民間非営利活動組織はこれまでになかったわけではなく、町内

42 社会を構成する公的部門（公助）、企業・インフォーマル部門（共助）、市場部門（自助）のそれぞれの長所を活かして、その最適な組み合わせを実現するという考え方。公的部門の過大化と非効率性を避けつつ福祉や環境の質を総合的かつ効率的に維持ないし改善することにつながることから、1980年代に入って世界各国に広まった。

会や生活協同組合、労働組合などのいわゆる従来型共同体（古い公共）は戦前からあった。しかし町内会などのインフォーマルな地域組織は、防犯や清掃、行政広報誌の配布、レクリエーション活動などの面で存在意義があるものの、地域福祉を担うという点では緩みや歪みも生じている。また消費生活協同組合は、市場での価値交換という枠組みから抜け出せず、最近では商品や運営面の信頼性が疑われるケースや大手スーパーに市場競争で負けるケースも見られ、存在意義そのものが見失なわれる傾向にある。労働組合はマクロ的には依然として大きな社会的政治的影響力を持っているが、組織率（全雇用労働者に占める労働組合員の割合）は著しく低下してきている。そもそも職域単位の労働組合は、社会保険制度や労働者自主福祉事業（労働金庫、労働者共済など）の主要な担い手であっても地域福祉の担い手とはみなされていない。地域コミュニティにおける公共福祉の活動原理は、市場での価値交換や共通利害とは異なる人びとの自主的な助け合いと信頼にあり、この意味で「新しい公共」と呼ばれるNPO（Non-Profit Organization: 非営利活動法人）や協働組合などによる地域福祉活動は大いに期待されるところであり、ボランティア休暇・休業制度の導入やアメリカ並みの寄付金優遇制度の確立などが急がれる。また近年、地域教会が宗教法人としてあるいは社会福祉法人やNPO法人を設立して、単独ないし教団単位で高齢者福祉施設の運営やデイサービスなどの介護保険事業とその関連福祉サービスを行うケースも見られるようになった。こうしたキリスト教会の取り組みも、今後の展開如何によっては新しい福祉ガバナンスにおける重要な位置を占めることになるだろう。

## おわりに

以上に示したこれからの福祉社会づくりの方向、すなわち、北欧のような「高負担」ではないが高度福祉を実現する“公共福祉重視の新しい福祉ガバナンス”<sup>43</sup>の創造は、市場主義ともこれまでの20世紀型福祉国家や日本型福祉社会とも異なる、いわば「第4の道」である。ただしこの道は、実現不可能ではないが決して平坦な道ではない。課題は幾つも残されており、大きなハードルを一つひとつ越えていか

43 福祉ガバナンスとは、直訳すると「人びとの幸せのための法的政治的な構造」ということになるが、ここでは「21世紀の新しい条件のもとで、政府や市場をあくまでツールとして活用し、公正で豊かな市民社会を実現していく方策」を意味し、あえて「福祉ガバナンス」という言葉を用いている

なければならぬ。

福祉向上と雇用確保、社会的公正と機会平等、自立と社会連帯といった福祉国家の理念と、現代福祉国家が実現してきた「普遍主義」や「多様な選択」を継承しつつ、新しい福祉ガバナンスを如何に具体化していくのかは、当面する大きな課題である。この過程において、市場経済のコントロールや地方分権（行政権限と財源の地方公共団体への移譲）を通じた地域のことは地域が決めるという地域主権の確立、富の公正分配を強化する税制改革なども十分検討されるべき大きなテーマといえよう。

また、参加理念は、近年、ヨーロッパ先進諸国において「社会的包摂」（ソーシャル・インクルージョン）という新しい理念に包含され、様々な政策が展開されるようになってきている。しかし、例えばオランダでは、その結果、排外主義が強まり移民・難民に対する「排除」が進行しているという<sup>44</sup>。水島治郎は「包摂と排除は矛盾するものではない。……包摂を徹底して進めるためにこそ排除が必要となる」<sup>45</sup>と論じているが、福祉国家再編過程におけるこうした「新しい影」にどう立ち向かっていくのかということは重要な課題として認識されなければならない。

さらに、かつてカール・グンナー・ミュルダールは「福祉国家（ナショナル）から福祉世界（グローバル）へ」向かうよう提唱したが、そのために、今後どのような国際的な枠組み（連帯）や取り組みが必要なのか。日本は先進国として、発展途上国のためにも自国のためにも、特にアジア地域における公正労働基準と社会保障（特に社会保険制度と最低生活保障）の確立を支援する役割を果たすべきであるが、アジア諸国との福祉・社会保障連携をどう築いていくのか、2国間関係だけで出来ることなのかどうか、といったことも重要な課題である。

こうした課題について、本稿では触れることができなかったが、今後の福祉国家論研究において深められることを期待したい。

---

44 水島治郎『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』（岩波書店、2012年）第3章・第4章を参照。

45 水島、前掲書、192頁

## [参考文献]

- Friedman, Milton. *Capitalism and Freedom*, Chicago: University of Chicago Press, 1962. (邦訳: 村井章子訳『資本主義と自由』日経BPクラシックス、2008年)
- Bruce, Maurice. *The Coming of the Welfare State*. London: B. T. Batsford, 1961. (邦訳: 秋田成就訳『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途』[りぶらりあ選書]、法政大学出版社、1984年)
- アンデルセン、イエスタ・エスピ『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』(岡沢憲美・宮本太郎監訳) ミネルヴァ書房、2001年
- 飯山雅史『アメリカ福音派の変容と政治—1960年代からの政党再編成』名古屋大学出版社、2013年
- 稲垣久和『「公共福祉」という試み—福祉国家から福祉社会へ』中央法規出版、2010年
- 稲垣久和『公共福祉とキリスト教』教文館、2012年
- 井上誠一『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析—21世紀型社会保障のヒント』中央法規出版、2003年
- 岡沢憲美『スウェーデンの政治—実験国家の合意形成型政治』東京大学出版会、2009年
- 岡沢憲美・中間真一編『スウェーデン—自律社会を生きる人びと』早稲田大学出版部、2006年
- 岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ』法律文化社、1997年
- 岡沢憲美・連合総合生活開発研究所編『福祉ガバナンス宣言—市場と国家を超えて』日本経済評論社、2007年
- ギデンズ、アンソニー『第三の道—市場主義改革と福祉改革の同時進行』(渡辺聡子訳) ダイヤモンド社、2009年
- 総理府社会保障制度審議会事務局『ナショナル・ミニマム論—その史的展開と現代的意義』1977年
- 神野直彦・金子勝編『「福祉政府」への提言—社会保障の新体系を構想する』岩波書店、1999年
- 武智秀之編『福祉国家のガバナンス』(講座・福祉国家のゆくえ 3) ミネルヴァ書房、2003年
- 丸尾直美『日本型福祉社会』(NHK ブックス 455) 日本放送出版協会、1984年
- 水島治郎『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』岩波書店、2012年
- 宮本太郎『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社、1999年
- 宮本太郎編『福祉国家再編の政治』(講座 福祉国家のゆくえ 1) ミネルヴァ書房、2002年
- 宮本太郎『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房、2013年
- ミュルダール、グンナー『福祉国家を超えて—福祉国家での経済計画とその国際的意味関連』(北川一雄監訳) ダイヤモンド社、1963年
- 山口二郎・宮本太郎・坪郷實編『ポスト福祉国家とソーシャルガバナンス』(ガヴァナンス叢書 2) ミネルヴァ書房、2005年
- 連合総合生活開発研究所『市場万能社会を越えて—福祉ガバナンスの宣言』(連合総研設立20周年記念シンポジウム記録集) 連合総合生活開発研究所、2008年
- 渡邊芳樹『スーパーモデル・スウェーデン—変容を続ける福祉国家』法研、2013年